千葉県立保健医療大学における任期を定めて採用された教員の再任用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学における教員の任期に関する規程第2条の規定に 基づき、任期を定めて採用された教員(以下「任期付教員」という。)の再任用に関し必要な 事項を定めるものとする。

(教員再任審査委員会の設置)

- 第2条 任期付教員の業績評価を行うため、千葉県立保健医療大学教員再任審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会の組織、運営に関し必要な事項は、別に定める。 (申請)
- 第3条 任期付教員は、任期満了の日の1年前までに、別紙様式による再任審査申請書に、業績審査のための資料を添付して学長に提出しなければならない。

(審查)

- 第4条 学長は、再任審査申請書を受理したときは、委員会に審査を依頼する。
- 2 委員会は、学長から審査の依頼を受けた場合には概ね2ヶ月以内に審査を行い、審査の結果を学長に報告する。

(通知)

- 第5条 学長は、委員会より審査結果を受けたときは、審査結果を再任審査申請者に通知する。 (不服審査)
- 第6条 再任審査申請者は、通知された審査結果に不服があるときは、通知を受けた日から起算して30日以内に学長に対して書面をもって不服を申し立てることができる。
- 2 学長は、前項の規定による不服申立てがあったときは、委員会に再審査を依頼するものとする。

(教授会の審議)

- 第7条 委員会において再任を妨げないとされた任期付教員の採用選考については、教授会の 議に基づき学長が行うものとする。
- 2 教授会は、前項の選考結果を学長に報告する。学長は、選考された再任候補者を知事に申 し出なければならない。
- 3 第1項の選考については、千葉県立保健医療大学教員選考規程は適用しない。 (再任の可否の通知)
- 第8条 学長は、教授会において選考された再任審査申請者に対し、再任する旨通知する。
- 2 学長は、委員会において再任としないとされた再任審査申請者及び委員会において再任を 妨げないとされたが教授会において選考されなかった再任審査申請者に対し、再任しない旨 通知する。

(審査結果の活用)

- 第9条 学長は、審査結果を総合的に分析・検討し、本学の理念の実現、教育・研究活動等の活性化に活用するものとする。
- 2 学長は、再任用を決定した任期付教員で、業績評価が十分でないと評価されたものに対し、 教育・研究活動等の改善について助言・指導を行うものとする。
- 3 学長は、審査結果について、適切な方法で公表するものとする。ただし、個人の評価については、個人情報として取り扱い、公表しないものとする。
- 4 任期付教員は、再任審査に該当しない年度にあっても、毎年度業績評価のための資料を取りまとめ、自己の活動を評価し資質向上に努めるものとする。

附則

この規程は、平成23年3月18日から施行する。 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 再任審査申請書

年 月 日

千葉県立保健医療大学	
学長	様

学科名·専攻名	
職名	
	-

千葉県立保健医療大学における任期を定めて採用された教員の再任用

氏名

に関する規程第3条の規定に基づき、再任審査申請書を提出します。

## 教育•研究活動等報告書

年 月 日

学科· 専攻名

職名 氏名

1	期	間	年	月	日	$\sim$	年	月	日
2	目	標							

3 教育活動

0 级	月记到		
特に努力したこと・工夫等			
自己評価		評	点

4 研究活動

自己評価

## 5 大学運営への貢献

自 評 流 価
------------------

## 6 社会への貢献

特に努力したこと・工夫等	
自己評価	評 点

(注)

- 1 自己評価の評点は、大変満足のいく成果=5、目標以上の成果=4、ほぼ目標どおりの成果=3、やや不満足の成果=2、非常に不満足の成果=1 とする。
- 2 必要に応じ、行数の変更、項目の追加、資料等の添付をして差し支えありません。